

※ 受付番号

緊急雇用安定助成金 休業実施計画（変更）届

休業等の実施につき、次のとおり届けます。
 なお、この計画届による休業の状況の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

年 月 日

事業主 住 所 〒
 又は 名 称
 代理人 氏 名

㊟

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等をし、委任状を添付してください。下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）をしてください。申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿
 (公共職業安定所経由)

事業主 住 所 〒
 (提出代行者・事務代理者) 名 称
 社会保険労務士 氏 名

㊟

① 届出 状況 事業主	(1) 資本の額又は出資の総額 円	(2) 主たる事業	※大・中小
	常時雇用する労働者の数 人	小売業・サービス業・飲食店・卸売業・その他	
(3) 対象期間 (始期) ~ (終期)		年 月 日 ~ 年 月 日	
② 実 施 業 所 等	(1) 名 称	(2) 所 在 地 〒	
	労働保険番号 ()	電話番号 ()	
	雇用保険事業所番号 ()		
(3) 事務担当者職・氏名	(4) 賃金締切日 a (毎月 日) b その他 ()		

◆判定基礎期間 年 月 日 ~ 年 月 日

③ 休 業 内 容	(1) 休業予定日		
	(2) 休業予定の対象労働者実人員 人	(3) 休業予定日数	日

注意事項

【記入要領】

- 1 本様式は一つの「判定基礎期間」(※1)ごとに別葉にして記入して下さい。◆欄には、記入内容に対応した判定基礎期間を記入して下さい。
 - ※ 「判定基礎期間」とは、助成金の支給額の判定を行う際の単位期間のことで、賃金締め切り日の翌日から次の賃金締め切り日の間の期間をいいます。賃金締め切り日が毎月異なるような場合は暦月とします。
 - 「対象期間」(※2)の初日が判定基礎期間の途中にある場合、対象期間の初日から当該判定基礎期間の末日までの期間を、直後の判定基礎期間に含めることができます。また、対象期間の末日が判定基礎期間の途中にある場合、当該判定基礎期間の初日から対象期間の末日からまでの期間を、直前の判定基礎期間に含めることができます。
- 2 2判定基礎期間まとめて提出する場合、2つ目以降の判定基礎期間の分については、①欄(①(②欄(②(1)欄を除く)の記入を省略できます。
- 3 ①(1)欄には、届出の日における、届出事業主の「資本の額又は出資の総額」、及び届出事業主のすべての事業所で「常時雇用する労働者」(2箇月を超えて使用される者(※3)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等(※4)である者の数)をそれぞれ記入して下さい。
 - ※3 「2箇月を超えて使用される者」とは、実態として2箇月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2箇月を超える雇用期間の定めのある者を含む。
 - ※4 「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に当該企業の通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。
- 4 ①(2)欄には、届出事業主の主たる事業が該当するものを○で囲んで下さい。
- 5 ①(3)欄の対象期間は2月28日～4月2日です。(令和2年3月10時点)
- 6 ②(1)欄には、名称、労働保険番号、雇用保険事業所番号を記載して下さい。雇用保険事業所番号がない事業主は労働保険番号のみ記載して下さい。また、暫定任意適用事業の事業主の方については空欄で結構ですが、農業等個人事業所に係る証明書の添付が必要になります。
- 7 ③(1)欄には、休業を予定する日を記入して下さい。
- 8 ③(2)欄には、休業を予定する対象労働者の実人数を記入して下さい。
- 9 ③(3)欄には、休業を行う対象労働者について、休業を予定する実日数(休業を一部の対象労働者について行う日及び事業所内の全対象労働者に所定労働時間内に1時間以上行う日も、1日として計算する。)を記入して下さい。
- 10 ※印欄には記入しないで下さい。

【計画届の提出にあたっての注意事項】

助成金の休業の実施計画届は、本様式及びに示す添付書類を用いて次によって提出して下さい。また、「雇用調整助成金ガイドブック」の「計画届に必要な書類」も参考となりますので、併せてご覧下さい。

- 1 休業の実施に関する労使協定に定めるところによって実施することを予定する休業について提出して下さい。
- 2 休業を実施する事業所(以下「休業実施事業所」という。)ごとに提出して下さい。
- 3 一つの判定基礎期間ごとに別葉で提出して下さい。
- 4 初回の計画届の提出日が令和2年5月31日までの間である場合は、事前に提出があったものとみなします。
- 5 この届出の記載内容に不備がある場合や、必要な添付資料の提出がない又は記載内容に不備がある場合で、労働局長が定める期間内に必要な補正又は提出がなされない場合には、助成金が支給されないことがあります。
- 6 代理人が申請する場合にあっては、委任状(原本)を添付して下さい。
- 7 この届出により届け出た事項のうち、②欄の事項に係る添付資料の内容に変更を生じたときは、次によって本様式を変更届として用いて変更内容を遅滞なく届け出て下さい。この届出を怠ると、受給できないことがあります。
 - (1) この様式において、タイトル中の「変更」の部分で○で囲んだ上で、変更後の内容を記入して下さい。
 - (2) 添付書類については、変更された内容に対応したものを提出して下さい。
 - (3) この届出書を取り下げるときは様式上段の「○○の実施につき、次のとおり届けます。」を「○○の実施につき、次のとおり届けたところですが、これを取り下げます。」と修正し、①欄にすでに届けている内容を記入のうえ第1回目の支給申請書を提出する前までに届け出て下さい。